

第5回 地域価値を共創する不動産業アワード 募集要領

国土交通省不動産・建設経済局 不動産業課

1. 背景

人口減少・少子高齢化の進行、空き家・空き地の増加、地域コミュニティの担い手不足など、地域を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、不動産業者には、住まいや地域に最も身近な存在として、不動産の流通・管理にとどまらず、地域住民、地方公共団体、地域企業、NPO 等と連携しながら、地域課題の解決や地域づくりに取り組むことが期待されています。

国土交通省では、令和3年度に設置した『『ひと』と『くらし』未来研究会』において、不動産業の新たな役割や可能性について議論を重ねてきました。その中で、不動産業者が多様な主体との連携を通じて地域づくりやコミュニティづくりに参画し、新たな地域価値を創出する「地域価値共創」の重要性が示され、不動産業者による地域課題の解決や地域活性化の取組が推進されてきました。

また、令和8年6月に開催された「地域価値共創シンポジウム 2026」では、金子国土交通大臣から地域の不動産業の役割と期待を込めた新しいキャッチフレーズとして「地域とくらしのパートナー」が発表されました。このキャッチフレーズには、不動産業者が住まいや地域に最も身近な存在として、地域住民や地方公共団体、地域企業等とともに地域課題の解決や地域づくりに取り組む存在であるとの思いが込められています。

国土交通省では、この「地域とくらしのパートナー」を冠した新しい地域価値共創の総合施策パッケージを推進しています。本パッケージでは、不動産業者を核とした多様な主体との連携による地域課題の解決や新たな地域価値の創出を後押しするため、令和8年度から「地域価値共創モデル事業」を実施するとともに、「地域価値を共創する不動産業アワード」について国土交通大臣表彰を新設しました。さらに令和8年度秋以降には、「産学官プラットフォーム」をリリースすることとしています。

2. 目的

地方公共団体や住民、他業種の方等と共に地域づくりやコミュニティづくりに取り組み、新たな地域価値を共創する不動産業者を表彰することにより、取組の更なる発展を図り、地域価値共創のモデルとして業界団体等と連携してノウハウの共有を目指すとともに、地域価値共創に対する社会的認知度の向上を図ります。

また、不動産業者が、新たな地域価値を共創する中で、空き家・空き地等の低未利用不動産の有効活用、中心市街地等活性化、住宅確保要配慮者等の居住支援、防災・防犯等地域の安全・安心の確保、デジタル社会への移行など、地域課題や社会課題の解決に貢献していることを広く発信します。

3. 募集内容

(1) 募集対象者

次のいずれかに該当する主体を募集対象とします。

- ① 地方公共団体や他業種等、多様な主体と連携する不動産業者
- ② 不動産業者を構成員とする団体
- ③ その他、本アワードの趣旨に適合と認められる企業又は団体

※ ①②の「不動産業者」とは、主に、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく宅地建物取引業の免許や、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和 2 年法律第 60 号）に基づく賃貸住宅管理業の登録、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）に基づくマンション管理業の登録、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく住宅宿泊管理業者の登録、不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号）に基づく不動産特定共同事業の許可又は登録を受けた不動産関連事業者（以下、「当局所管法令に基づく不動産業者」という。）並びに不動産賃貸業、貸家・貸間業、駐車場業又は不動産管理業のうちビル・店舗の賃貸業を営む不動産業者を指しています。

（２） 募集対象となる取組

地方公共団体、住民、地域企業、NPO 等の地域の関係者と連携し、不動産を活用して地域課題の解決や地域の魅力向上に取り組み、新たな地域価値を創出する取組を募集対象とします。
なお、取組における不動産の用途は問いません。

取組例：・空き家、空き店舗、空き地等の低未利用不動産の活用による地域活性化の取組
・古民家や歴史的建築物等を活用したまちづくりの取組
・地域住民の交流拠点やコミュニティスペースの整備・運営
・子育て支援、高齢者支援、福祉サービス等と連携した居場所づくり
・住宅確保要配慮者等への居住支援の取組
・移住・定住促進や二地域居住の推進に資する取組
・中心市街地や商店街の活性化に資する取組
・観光、文化、スポーツ等の地域資源を活用した地域振興の取組
・防災・防犯等による地域の安全・安心の確保に資する取組
・デジタル技術を活用した地域課題の解決や地域サービス向上の取組
・地域企業、教育機関、金融機関等との連携による地域人材育成の取組
・その他、多様な主体との共創により新たな地域価値の創出に資する取組

参考：過去の受賞取組等「地域価値を共創する不動産業アワードホームページ」

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/kyousou_awards/index.html

※ 上記（１）①～③に該当する不動産業者、団体、企業等が「実際に行った取組」が対象となりますのでご注意ください。

※ 過去に本アワードで受賞した取組は原則として応募できませんが、過去の受賞者が異なる取組で応募する場合や過去に受賞した取組が進展し、新たな価値を生み出していることが

明らかな場合は応募が可能です。

※ 協議体・コンソーシアム等で応募する場合、対象となる取組は協議体発足後に協議体として企画・実施したものでなければなりません。構成事業者が協議会・コンソーシアム等としてではなく、個別に行った事業や取組は応募対象外となります。

(3) 受賞者の選定

応募のあった取組の中から、特に優秀な取組を「不動産業アワード 国土交通大臣賞」として最大2件表彰するほか、「不動産業アワード 国土交通大臣賞」を受賞した取組を除き、優秀な取組を「優秀賞」として表彰します。

4. 応募方法等

(1) 応募方法

以下の①～③のいずれかにより、応募ができます。

① 以下に掲げる地方整備局等不動産業担当部局からの推薦による応募

- ・北海道開発局 ・東北地方整備局 ・関東地方整備局 ・北陸地方整備局
- ・中部地方整備局 ・近畿地方整備局 ・中国地方整備局 ・四国地方整備局
- ・九州地方整備局 ・沖縄総合事務局

※ 地方整備局等へ推薦の相談をする場合には、応募締切日より余裕を持ってご連絡ください。

② 地方公共団体（都道府県・市区町村等）からの推薦による応募

③ 不動産業者を構成員とする不動産関係業界団体からの推薦による応募

応募に際しては、『応募申込書』『推薦状』『参考資料（写真、パンフレット、報道記事など応募申込書に記載した内容を補足するもの）』『刑罰等確認書』『反社会的勢力排除に関する誓約書』の提出が必要となりますが、『推薦状』については、応募受付後の事務局が指定する日時（5（1）に記載の事務局審査（書類審査）後の日時で事務局が指定）までにご提出ください。

※ ①～③の複数の主体から推薦状を取得した場合は全てご提出ください。

上記応募書類を取組の活動エリアを管轄する地方整備局等にメールにてご提出ください。

【応募書類提出先アドレス】

地方整備局等	提出先メールアドレス <u>★を@に変えて送信してください</u>	管轄地域
北海道開発局	hkd-ky-fudosan_award★gxb.mlit.go.jp	北海道
東北地方整備局	thr-fudousan_award★gxb.mlit.go.jp	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方整備局	ktr-realestate-award★gxb.mlit.go.jp	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北陸地方整備局	fudousan-award84★ki.mlit.go.jp	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局	cbr-fudousangyouaward★gxb.mlit.go.jp	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方整備局	kkk-kensan2★mlit.go.jp	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方整備局	chugoku_fudousangyou★cgr.mlit.go.jp	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方整備局	skr-keiken★mlit.go.jp	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	qsr-kensan-faward★ki.mlit.go.jp	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局	chintai-syukuhaku-gyou.u3t★ogb.cao.go.jp	沖縄県

※ 応募書類提出時にはメールの「件名」に「第5回地域価値を共創する不動産業アワード 応募書類」と記載してください。

※ 上記各宛先において、1度に送付可能なデータ容量の上限は約15MBです。これを超える場合は、データを分割し、送付いただくなどの対応をお願いします。

※ 『参考資料』は、20枚以内で1ファイルにまとめてご提出ください。

※ 不明点等は、「9. 本件に関する問い合わせ」に記載の事務局までお問い合わせください。

(2) 募集期間

エントリー・応募書類提出期間：令和8年10月1日（木）10時～令和8年11月30日（月）17時

(3) 留意事項

応募に当たっては、以下の点にご留意ください。

- ・提出いただいた応募書類等は返却いたしません。
- ・必要に応じて、事務局より応募内容の確認等の連絡をさせていただく場合があります。
- ・事務局審査を通過した場合は、選定委員会においてプレゼンテーション資料を用いて8分のプレゼンテーションを行っていただきます（「5. 選定方法と審査基準」をご確認ください）。
- ・受賞者に選出された場合には、表彰式にご出席ください。表彰式の日程等の詳細については、別途ご案内します。
- ・ご提出いただいた応募書類、プレゼンテーション資料、表彰式で撮影した動画や写真については、国土交通省のホームページやポスター、SNS等に掲載される場合がございます。
- ・国土交通省不動産・建設経済局が行うアンケートや地域価値共創に関する各種イベントへの参加について、ご協力をお願いすることがございます。

5. 選定方法と審査基準

(1) 選定方法

応募のあった取組について、書類審査による事務局審査により 10 件程度を選出します。その後、学識経験者・有識者等で構成する「地域価値を共創する不動産業アワードについての選定委員会」（委員長：中城康彦 明海大学大学院不動産学研究科長）においてプレゼンテーション資料を用いた 8 分のプレゼンテーションと 7 分の質疑を行い、受賞者を選定します。

※ プレゼンテーション資料は選定委員会での審査に進んだ応募者に作成・提出いただきます。様式はパワーポイント資料（取組の全体概要がわかる 1 枚紙（フォント 12pt 以上）を含めた 10 枚以内）を予定しています。

※ 事務局審査で選出された取組については、「8. その他」に記載されている事項への該当有無などについて、地方整備局等において確認を実施します。

※ 選定委員会は、オンラインでの実施を予定しています。

※ 選定委員会に出席できない場合には、プレゼンテーションを録画したものの提出等によって代えることができます。

※ 審査に当たっては、当局所管法令に基づく不動産業者の取組について、不動産業を通じた地域課題の解決や社会的価値の創出への期待及び当該法令に基づく適正な事業運営が確保されていること等を評価上考慮します。

※ 審査に当たっては、「ジェンダー主流化」（※あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと）の視点も考慮します。

(2) 審査基準

審査においては、以下の項目を中心に評価します。評価に当たっては、応募内容の裏付けとなる客観的資料の有無やその内容も考慮します。

① 先進性

地域において新たな価値を生み出す先進的な取組であること

② 共創性

地域の関係者が適切な役割分担の下で活動し、地域課題解決等の具体的成果につながっていること

③ 地域活性化

地域づくり・コミュニティづくりや、それらを担う人材の育成に寄与していること

④ 継続性

取組が今年度限りのものではなく、来年度以降も自立的な取組として継続が期待できること。

6. スケジュール

表彰式までのスケジュールは以下のとおりです。

令和 8 年 10 月 1 日（木） 募集開始

11月30日（月）	エントリー・応募書類提出締切
12月中	事務局審査（書類審査）
令和9年2月上旬	選定委員会
3月上旬	審査・選定結果通知及び受賞対象者の発表
3月下旬	表彰式

※ 上記スケジュールは現時点の予定であり、変更となる可能性があります。

7. 表彰式

受賞者には、表彰式において表彰状等を贈呈いたします。詳細については、対象者に別途お知らせします。

8. その他

本アワードの表彰対象者の選定に当たっては、慎重に確認を行います。特に、刑事事件に関し有罪の判決を受けた者若しくは犯罪の嫌疑により捜査の対象となっている者又は宅地建物取引業法、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、住宅宿泊事業法、不動産特定共同事業法、その他関連する法令に基づく、業務の全部若しくは一部の停止を命ずる処分、登録の取消しの処分若しくは免許の取消しの処分を受けた者、破産宣告又は破産手続開始決定を受けた者等であって、表彰することが国民の理解を得られないと認められる場合は、表彰の対象としません。また、応募内容に虚偽又は重大な事実誤認が判明した場合は、審査対象外とし、受賞決定後であっても受賞を取り消すことがあります。

※ 刑事事件に関し有罪の判決を受けた者の確認期間は募集開始日を起点として、拘禁刑以上は10年間、罰金刑以下は5年間とします。

※ 各業法、その他関連する法令に基づく業務の全部若しくは一部の停止を命ずる処分、登録の取消しの処分若しくは免許の取消しの処分の確認期間は募集開始日を起点とした過去1年間とします。

9. 本件に関する問い合わせ

募集内容についてご不明な点等ありましたら、以下の活動するエリアを所管する地方整備局等へお問い合わせください。

地方整備局等	提出先メールアドレス ★を@に変えて送信してください	管轄地域
北海道開発局	hkd-ky-fudosan_award★gxb.mlit.go.jp	北海道
東北地方整備局	thr-fudousan_award★gxb.mlit.go.jp	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方整備局	ktr-realestate-award★gxb.mlit.go.jp	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北陸地方整備局	fudousan-award84★ki.mlit.go.jp	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局	cbr-fudousangyouaward★gxb.mlit.go.jp	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方整備局	kkk-kensan2★mlit.go.jp	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方整備局	chugoku_fudousangyou★cgr.mlit.go.jp	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方整備局	skr-keiken★mlit.go.jp	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	qsr-kensan-faward★ki.mlit.go.jp	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局	chintai-syukuhaku-gyou.u3t★ogb.cao.go.jp	沖縄県